

## 中間市マンホール広告の掲載基準等に関する要綱

中間市マンホール広告の掲載に関する要綱（令和3年中間市告示第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、マンホールに掲載する有料広告（以下「マンホール広告」という。）の広告掲載基準等について定めるものとする。

（掲載基準）

第2条 マンホール広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- （1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （3）人権侵害、名誉毀損若しくは差別をするもの又はそのおそれがあるもの
- （4）政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に関するもの
- （5）宗教性のあるもの
- （6）社会問題についての主義主張や係争中の意見の発表を目的とするもの
- （7）青少年の健全育成を害するもの又はそのおそれがあるもの
- （8）個人の氏名若しくは住所又は法人の名称、所在地若しくは代表者の氏名のみを表示するもの
- （9）他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
- （10）公衆に不快の念を与えるもの
- （11）出資者又は出資金を募集するもの
- （12）粗悪品等の不適切な商品やサービスを広告するもの
- （13）前各号に掲げるもののほか、マンホール広告として適当でないと市長が認めるもの  
（業種等の基準）

第3条 マンホール広告により広告をすることができる業種又は事業者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関する業種及びこれに類似する業種
- （2）貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関する業種及びこれに類似する業種
- （3）たばこに関する業種
- （4）商品先物取引に関する業種
- （5）ギャンブル（競輪その他の公営競技、宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証票をいう。）及びスポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券をいう。）を除く。）に関する業種
- （6）法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- （7）申込時に法令等に違反している事業者

- (8) 市税その他使用料等を滞納している事業者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の威力又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を利用するなどしている事業者、暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
- (10) 特殊結社団体等又はこれに関連する事業者
- (11) 投機的商品に関する業種
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続の開始の決定を受けて終了していない事業者
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの  
（掲載対象）

第4条 マンホール広告を掲載することができるマンホールは、原則として道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により道路管理者が管理を行う道路（車道を除く。）、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の3の規定により公園管理者が管理を行う都市公園（これに類する公共の用に供される土地を含む。）又は中間市（以下「市」という。）が設置する公共施設に設置され、市が維持及び管理を行うマンホール（水道事業に係るものを除く。）とする。

（委員会の設置）

第5条 マンホール広告の掲載の適否を審査するため、マンホール広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の庶務は、環境上下水道部下水道課において処理する。

（委員）

第6条 委員会の委員は、環境上下水道部長、下水道課長、総務課長、下水道課計画工務係長及び下水道課施設管理係長をもって充てる。

（委員長）

第7条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、環境上下水道部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事のうち議決を要するものについては、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、マンホール広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に掲載されているマンホール広告の掲載期間の変更、掲載の停止その他の取扱いについては、なお従前の例による。